

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

岩手厚生年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 45 年 7 月 1 日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における資格取得日は昭和 45 年 7 月 1 日であると認められることから、同社の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 7 日まで

私は昭和 45 年 7 月 7 日にB社に転籍するまでA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務地は同一であり、継続して勤務していたので私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人がA社及びB社に継続して勤務し、申立期間のうち昭和 45 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和 45 年 6 月 25 日と記録されており、同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失日が同年 4 月 1 日と記録されているが、同社で申立人と同日に資格喪失している同僚 39 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、そのうち一人の同僚の被扶養者欄には資格喪失後に誕生した長男の扶養記録が記載され、備考欄には同年 6 月 26 日と記載されている。

また、A社で昭和 45 年 4 月 1 日以降に被保険者資格を取得している同僚 8

人のうち7人は、資格喪失日がいったん、取得日より前の同年4月1日と記載されたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の同年6月25日に訂正されている。

さらに、申立人と同様に昭和45年4月1日に資格喪失し、その後B社で資格取得している者のうち、健康保険被保険者証の返納日が確認できたすべての者は資格喪失後約4か月後となる同年8月5日に同被保険者証が返納されている記録が確認できることから、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び資格喪失の手続は、同年6月25日以降にさかのぼって行われたものと判断される。

しかし、申立人と同様に昭和45年4月1日に資格喪失している多数の同僚は、申立期間において継続して勤務していたと供述しており、A社は同年6月25日において、適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び申立人について、昭和45年4月1日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年7月1日であると認められる。

なお、昭和45年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社に係る同年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万4,000円とすることが必要である。

2 申立期間のうち昭和45年7月1日から同年7月7日までの期間については、雇用保険の被保険者記録から、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚の供述から、A社及びB社に移籍した前後の期間においても、業務内容及び勤務形態に変更は無く、継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における資格取得日は、昭和45年7月1日とすることが必要である。

岩手厚生年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和59年7月1日から同年10月31日までA社に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は同年10月31日になっている。正しい資格喪失日は同年11月1日だと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容についてA社に照会したが、同社の役員は、「申立人は、昭和59年10月31日まで勤務したが間違って手続をしたと思う。正しい資格喪失日は、同年11月1日である。」と供述していることから、申立人は同年10月31日まで同社に継続して勤務したが、同社が、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年11月1日として届出をするべきところ、誤って同年10月31日として届け出たものと認められ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が残っていないので不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月14日から同年5月23日まで
② 昭和35年8月1日から38年3月24日まで
③ 昭和39年4月13日から40年7月2日まで

私はA県B市にあったC社を退職後、D県E市に転居した。転居後、間もなく、最寄りの社会保険事務所（当時）の窓口で5,000円の脱退手当金を受け取った記憶はあるが、社会保険事務所の記録では、1万5,200円の脱退手当金を受け取ったことになっている。

私が受け取ったのは5,000円だけであり、1万5,200円も受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性被保険者のうち、昭和38年から42年までに資格喪失した者で脱退手当金の受給要件を満たす17名の支給記録を調査したところ、8名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7名は5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人は、「事業所退職後にD県E市に転居し、最寄りの社会保険事務所の窓口で脱退手当金を受給した。」と供述し、脱退手当金の受給を認めているが、当時、脱退手当金は申立事業所を管轄する社会保険事務所の窓口か銀行又は郵便局で受給することができ、申立事業所を管轄する社会保険事務所ではない別の社会保険事務所の窓口で受給することは考え難い上、申立人は、「自宅の最寄りの駅から社会保険事務所の最寄りの駅までの往復の自動車賃が5,000円以上かかったので、脱退手当金としてもらった金額では足りなかった。」と供述している

ところ、昭和 40 年当時、両駅間の往復の一等運賃は 880 円であるなど、申立人の供述には不自然さがうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月から正社員としてA事業所に採用される直前の申立期間について、同事業所B課に臨時社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A事業所B課に勤務していた元同僚の供述により、時期は特定できないものの、申立人が同事業所B課に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所への照会結果では「当社が作成した社会保険加入者のデータ以外の当時の関係書類は既に廃棄済みのため詳細は不明であるが、当該データに記載されていない者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、当該データ上に申立人の記録は無く、同データと当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とは一致している上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

また、申立期間当時、当該事業所で臨時社員として勤務していた複数の者に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同様、A事業所において、臨時社員として勤務した後に引き続いて正社員として勤務した複数の者に照会したが、いずれの者も現業部門の社員であり、申立人とは職種が異なっていることから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 720 (事案 314 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から29年1月20日まで
② 昭和30年7月26日から同年11月1日まで

私は、昭和26年4月1日から30年10月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、29年1月20日から30年7月26日までしか確認できなかったことから、年金記録確認第三者委員会に申立てをしたところ、審議の結果、記録訂正の必要無しと判断された。

今回、A社の現在の副社長及び総務部長に直接会って、申立期間当時の厚生年金保険加入について話を伺ったが、「50年以上も前のことなので分からないのは当たり前である。」との話になったことから、自分としても改めて申立てをしたい。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、A社では当時の関係書類は保管されておらず、社会保険事務所(当時)が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べても、申立人の被保険者資格取得日は昭和29年1月20日、同喪失日は30年7月26日と記載されているほかに申立人の記録は無い上、複数の元同僚に照会しても申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月1日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立期間①及び②について、申立人が再申立てを行うきっかけとなったとするA社の現在の副社長及び総務部長との面談内容について、両氏に照会したところ、「申立期間当時の関係資料は残っていないので、確認することができない旨をお話した。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 12 月ごろまで
私は申立期間において、A事業所に勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
給与明細書等の証拠資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の家族の供述から、時期は特定できないが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について、元事業主の家族に照会したところ、当該事業所は既に廃業しており、元事業主も既に他界していることから、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、元事業主の家族は、「従業員は時期によって増えたり、減ったりした。大体、3人ぐらい雇っていたことが多かったが、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人及び元事業主の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚について、申立人の記憶は定かではないため、元同僚から申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。